

第36回原子力委員会定例会議議事録（案）

1. 日 時 1997年6月3日（火）10:30～11:20

2. 場 所 委員会会議室

3. 出席者 伊原委員長代理、田畑委員、藤家委員、依田委員
資源エネルギー庁原子力発電安全企画審査課
小嶋統括安全審査官
（事務局等）村田原子力調査室長
池本専門委員
有本廃棄物政策課長
廃棄物政策課 川上、前川
資源エネルギー庁原子力発電安全企画審査課
石渡、藤田、小山、高橋、結城
原子力調査室 松尾、杉本、新井、中山

4. 議 題

- （1）東北電力株式会社女川原子力発電所の原子炉の設置変更
（1号、2号及び3号原子炉施設の変更）について（諮問）
- （2）第10回原子力バックエンド対策専門部会の結果について
- （3）第9回高レベル放射性廃棄物処分懇談会の結果について
- （4）原子力委員会専門委員の変更について
- （5）その他

5. 配布資料

- 資料1 第35回原子力委員会臨時会議議事録（案）
資料2-1 東北電力株式会社女川原子力発電所の原子炉の設置変更
（1号、2号及び3号原子炉施設の変更）について（諮問）
資料2-2 東北電力株式会社女川原子力発電所原子炉設置変更許可申請
（1号、2号及び3号原子炉施設の変更）の概要について
資料2-3 東北電力株式会社女川原子力発電所原子炉設置変更許可申請
（1号、2号及び3号原子炉施設の変更）本文及び添付書類
資料3 第10回原子力バックエンド対策専門部会の審議結果の概要
資料4 第9回高レベル放射性廃棄物処分懇談会の審議結果の概要
資料5 原子力委員会専門委員の変更について（案）

6. 審議事項

（1）議事録の確認

事務局作成の資料1第35回原子力委員会臨時会議議事録（案）が了承された。

（2）東北電力株式会社女川原子力発電所の原子炉の設置変更（1号、2号及び3号原子炉施設の変更）について（諮問）

平成9年5月29日付け平成09・02・18資第12号をもって通商産業大臣から諮問を受けた標記の件について、通商産業省より資料2-1、資料2-2及び資料2-3に基づき説明がなされ、委員より、

- ・使用済燃料のサイト内貯蔵は、非常に大切な問題
 - ・申請書の表現を改めるということではないが、貯蔵設備を共用化するのであれば、貯蔵能力を表記する際には、個別炉心を基にするのではなく、共用化される号機の合計を基にし、より分かりやすい表現を検討した方がよい
 - ・将来のサイト外貯蔵のことを考えれば、1～3号機の使用済燃料貯蔵設備をすべて共用化することを考えていってはどうか
- 等の意見があり、引き続き審議することとした。

注) 本件は、1号炉の使用済燃料の貯蔵裕度を確保するため、2号及び3号炉の核燃料物質取扱設備の一部並びに使用済燃料貯蔵設備を1号炉と共用化するものである。

- (3) 第10回原子力バックエンド対策専門部会の結果及び第9回高レベル放射性廃棄物処分懇談会の結果について
標記の件について、事務局より資料3及び資料4に基づき、審議の概要等について報告があった。

これに対し、委員より、

(原子力バックエンド対策専門部会関連)

- ・ R I・研究所等廃棄物の処分におけるクリアランスレベルについて、原子力発電所から出る放射性廃棄物のクリアランスレベルとの関連をよく整理することも大切
- ・ R I・研究所等廃棄物の処分の実施主体の設立・資金確保等の準備に取り組むべく、原研、R I協会を中心に常設事務局の設置が準備中だが、今後の事業化に向けて有意義

(高レベル放射性廃棄物処分懇談会関連)

- ・ 本懇談会では、かなり議論が集約されてきていると理解している。今後は国民に広く伝えて議論していくことが大切
- ・ ある委員が草案に異論を唱えたとの報道があったが、処分場の立地について民間だけでは困難と考えるので、実態上国も前面に出て欲しいとの趣旨と理解している
- ・ 深地層の科学的「研究」と、処分地選定のプロセスの中で実施主体が行う「調査」とは全く違うものであり、とりまとめに当たって表現に気をつける必要がある

等の意見があった。

- (4) 原子力委員会専門委員の変更について

標記の件については、人事案件のため非公開で審議することとした上で、事務局より資料5に基づき説明がなされ、了承された。